

大熊町職員の懲戒処分について

地方公務員法に基づき、本町職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表いたします。

記

処 分 年 月 日	令和5年7月20日		
処 分 の 種 類	懲戒処分	処分の程度	免職
職員の所属部局	保健福祉課		
職 員 の 役 職	総括主任（課長補佐級）	年 代 等	50代（男性）
処分事案の内容	当該職員は、令和4年12月24日以降、正当な理由なく無断欠勤を繰り返し、度重なる電話連絡や自宅訪問、文書照会に対して一切応じなかったもの。		